



機能名	仕様書たたき合	機能フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)
追加-6	■国民健康保険情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施年度：随時 実施手法：自動)								①確認事項 F市ご意見の「即時で住民税側に連携される必要はない」について、業務上必要な連携頻度を確認いたします。	<第3回町後ご意見について> (F市ご意見に対する) 「実施頻度：随時 実施手法：手動」に修正します。 (実施の場合は、任意のタイミングでの取り込みため、手動での対応となる想定です。)	
追加-7	■介護保険情報を以下下の情報で取得できること。 ・料金の算出 ・扶助金の算出 ・前年の納付額(普通収分)										
追加-8	■介護保険料の取り込みは下記に対応できること。 (実施年度：随時 実施手法：自動)								①確認事項 F市ご意見の「即時で住民税側に連携される必要はない」について、業務上必要な連携頻度を確認いたします。	<第3回町後ご意見について> (F市ご意見に対する) 「実施頻度：随時 実施手法：手動」に修正します。 (実施の場合は、任意のタイミングでの取り込みため、手動での対応となる想定です。)	
追加-9	■生活保護情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。										
追加-10	■生活保護情報として以下の情報を取得できること。 ・生活扶助対象者情報								①確認事項 F市ご意見の「即時で住民税側に連携される必要はない」について、業務上必要な連携頻度を確認いたします。	<第3回町後ご意見について> (F市ご意見に対する) 「実施頻度：随時 実施手法：手動」に修正します。 (実施の場合は、任意のタイミングでの取り込みため、手動での対応となる想定です。)	
追加-11	■生活保護情報として以下の情報を取得できること。 ・生活扶助対象者情報										
追加-12	■生活保護情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施年度：随時 実施手法：手動)								①確認事項 F市ご意見の「即時で住民税側に連携される必要はない」について、業務上必要な連携頻度を確認いたします。	<第3回町後ご意見について> (F市ご意見に対する) 「実施頻度：随時 実施手法：手動」に修正します。 (実施の場合は、任意のタイミングでの取り込みため、手動での対応となる想定です。)	
追加-13	■医療高齢者医療保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。										
追加-14	■医療高齢者医療保険情報を下記以下の情報で取得できること。 ・前年の納付額(普通収分) ・前年の納付額(普通収分)								①確認事項 F市ご意見の「即時で住民税側に連携される必要はない」について、業務上必要な連携頻度を確認いたします。	<第3回町後ご意見について> (F市ご意見に対する) 「実施頻度：随時 実施手法：手動」に修正します。 (実施の場合は、任意のタイミングでの取り込みため、手動での対応となる想定です。)	
追加-15	■医療高齢者医療保険料の取り込みは下記に対応できること。 (実施年度：随時 実施手法：自動)										
追加-16	■障害者情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。								①確認事項 F市ご意見の「即時で住民税側に連携される必要はない」について、業務上必要な連携頻度を確認いたします。	<第3回町後ご意見について> (F市ご意見に対する) 「実施頻度：随時 実施手法：手動」に修正します。 (実施の場合は、任意のタイミングでの取り込みため、手動での対応となる想定です。)	
追加-17	■障害者情報 ・障害者の種類 ・障害者の等級										
追加-18	■障害者情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施年度：随時 実施手法：手動)										
追加-19	住登外者全てを引き継ぐか、前年課税のある対象者のみを引き継ぐかを選択できること。								①確認事項 F市ご意見の「即時で住民税側に連携される必要はない」について、業務上必要な連携頻度を確認いたします。	<第3回町後ご意見について> (F市ご意見に対する) 「実施頻度：随時 実施手法：手動」に修正します。 (実施の場合は、任意のタイミングでの取り込みため、手動での対応となる想定です。)	
追加-20	課税対象者の口座情報を管理できること。										
追加-21	課税資料の開通付けや被扶養者として課税対象者との開通付けを行うため、前年の死亡・転出・消滅者を含めて、基本情報を登録できること。										
追加-22	■課税情報の登録があるものについて削除の操作をした際に、注意喚起のアラートがあること。										
1.1.2.	課税対象者個人に対して、メモを管理(登録、参照、修正、削除)できること。メモは複数個登録ができるること。								①確認事項 F市ご意見の「即時で住民税側に連携される必要はない」について、業務上必要な連携頻度を確認いたします。	<第3回町後ご意見について> (F市ご意見に対する) 「実施頻度：随時 実施手法：手動」に修正します。 (実施の場合は、任意のタイミングでの取り込みため、手動での対応となる想定です。)	
	【修正反映】 142. 年生引き継ぎができるメモ、世帯で共通のメモ、個人のメモの入力、管理が可能のこと。 143. メモがある場合ははっきりとあることが一目で分かるようになっていますこと。										
	【問い合わせ】 170. 説明文において、共通して管理できる個人メモがあることを、登録する際の確認メッセージを表示すること。 171. 併せて個人メモ機能を有すること。										
	【登録】 174. メモ作成・管理 (1027-1034) ■個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。 175. メモがある場合ははっきりとあることが一目で分かるようになっていますこと。										
	【登録】 176. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。 177. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 178. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 179. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 180. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 181. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 182. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 183. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 184. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 185. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 186. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 187. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 188. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 189. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 190. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 191. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 192. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 193. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 194. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 195. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 196. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 197. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 198. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 199. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 200. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 201. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 202. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 203. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 204. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 205. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 206. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 207. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 208. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 209. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 210. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 211. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 212. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 213. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 214. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 215. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 216. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 217. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 218. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 219. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										
	【登録】 220. メモ登録時に個人登録時にメモ登録があり、年度に関係なく、個人のメモの入力、管理が可能のこと。										

機能名	仕様書たき台	画面フローの説明	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	案件の考え方・根拠	検討項目(論点)	
												検査項目	検討項目(論点)
I.1.6.	世帯管理	配偶者、被扶養者、専従者等の関連付けを行い、世帯の管理（登録、修正、削除）ができることがあります。	No.2_15 No.3_3 No.8_13									左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 配偶者、被扶養者、専従者等の関連付けを行い、世帯の管理（登録、修正、削除）ができることがあります。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
追加-23		被扶養者等の二重登録（被扶養者として登録済みの個人を他の課税対象者の被扶養者として登録すること）ができることがあります。										左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 被扶養者等の二重登録（被扶養者として登録済みの個人を他の課税対象者の被扶養者として登録すること）ができることがあります。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
I.1.7.		世帯外扶養者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、住登外扶養者についても管理（参照、登録、修正、削除）できること。										左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 世帯外扶養者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、住登外扶養者についても管理（参照、登録、修正、削除）できること。	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。
I.1.8.		基本情報から、世帯情報が容易に確認できること。										左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 基本情報から、世帯情報が容易に確認できること。	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。
I.1.9.		世帯情報から、個人の基本情報を容易に確認可能なこと。										左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 世帯情報から、個人の基本情報を容易に確認可能なこと。	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。
I.1.10.		被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の扶養者になっているのか確認できること。										左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の扶養者になっているのか確認できること。	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。
I.1.11.		同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること。 同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること（扶養チェックは任意のタイミングで実施できるタイミング） ①扶養料金の手帳に既に被扶養者となっているいるかを判定（登録は不可） ②資料登録数り込み等の一括登録処理時判定 ③登録済みの扶養情報をもとに判定										左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること。 同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること（扶養チェックは任意のタイミングで実施できるタイミング） ①扶養料金の手帳に既に被扶養者となっているいるかを判定（登録は不可） ②資料登録数り込み等の一括登録処理時判定 ③登録済みの扶養情報をもとに判定	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること。 同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること（扶養チェックは任意のタイミングで実施できるタイミング） ①扶養料金の手帳に既に被扶養者となっているいるかを判定（登録は不可） ②資料登録数り込み等の一括登録処理時判定 ③登録済みの扶養情報をもとに判定
I.1.12.		資料登録の統算。同一世帯内や世帯相互間の扶養重複がある場合は、エラーメッセージで抽出できること。 個別に扶養情報を登録する場合、過去の扶養者情報をから引き継いで（過去の扶養者情報をから、任意の情報を選択して）登録できること。										左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 資料登録の統算。同一世帯内や世帯相互間の扶養重複がある場合は、エラーメッセージで抽出できること。 個別に扶養情報を登録する場合、過去の扶養者情報をから引き継いで（過去の扶養者情報をから、任意の情報を選択して）登録できること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 資料登録の統算。同一世帯内や世帯相互間の扶養重複がある場合は、エラーメッセージで抽出できること。 個別に扶養情報を登録する場合、過去の扶養者情報をから引き継いで（過去の扶養者情報をから、任意の情報を選択して）登録できること。
I.1.13.		住記世帯とは別に税世帯を管理（登録、修正、削除）できること。										左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 住記世帯とは別に税世帯を管理（登録、修正、削除）できること。	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。
I.1.14.	事業所情報管理	事業所情報と「納入区分（特別徴収・普通徴収）」を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	No.1_6									左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 事業所情報と「納入区分（特別徴収・普通徴収）」を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。





機能名		仕様書たたき合		機能フローの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	案件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)
1.1.28.	送付先期間の管理	送付先を変更する期間(変更開始日及び終了日)を管理し、通知書等に反映できること。			6.1.2. 申告書出力 (74) ・送付先が異なる場合、郵便の宛先に反映されること ・4. 当初通知書交付 (554, 555) ・送付先設定がある場合、郵便の宛先に反映されること ・住民税事業所の設定がある場合、郵便の宛先に反映されること。		[当初通知書作成・全般] [59] 在所地・異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること [60] 在所地・異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること [61] 在所地・異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること [62] 在所地・異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること	[1.1.39. 送付先期間の管理] [63] 在所地・異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること [64] 在所地・異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること [65] 在所地・異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること	[1.1.39. 送付先期間の管理] [66] 在所地・異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること		送付先の移設、移設、転居等の予定を把握するための機能である。 送付先を変更する期間(変更開始日及び終了日)を管理し、通知書等に反映できること。 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要か?なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝れているのか) ・その他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき合の記載から、変更無しといたします。	
1.2. 新規登録(新規登録)	新規登録	新規登録(新規登録)										①機能の修正 <抽出条件の例として下記の記載を追加いたします。 <抽出条件の例> ・新規登録の事務所、店舗、休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の新規登録提出事業所 ・給与支払報告書(明細書)の提出希望	
1.2.1.	新規登録対象抽出	No.2_1										②新規登録の修正 <APLICOTFご意見をまとめて確認事項> 給与支払報告書の抽出条件不足に不足がある場合は、詳細を確認します。 (APLICOTFご意見) ・新規登録の修正機能についてどこではあるのが標準パターンとしていくつかを出し、他をオプションとして記載する。 <APLICOTFご意見について> 抽出条件オプションすることを意図しております(実際の送付時に送付対象を確認する機能を想定している)。また、抽出条件については、仕様書たたき合に記載している2つの条件のみとなる予定。	
1.2.2.	新規登録(新規登録)	No.2_1_6										③新規登録の修正 <APLICOTFご意見について> (市ご意見に對して) 抽出条件オプションすることを意図しております(実際の送付時に送付対象を確認する機能を想定している)。また、抽出条件については、仕様書たたき合に記載している2つの条件のみとなる予定。	
追加-33	新規登録(新規登録)												
1.2.3.	新規登録作成	No.2_2											
1.2.4.	新規登録作成												
1.3.	申告書登録管理												
1.3.1.	申告書登録対象抽出	No.2_6											
1.3.2.	申告書登録情報管理												
1.3.3.	申告書登録情報管理												







機能名	仕様書たたき台	機能フローの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	案件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)
1.4.15.	課税資料裏面内のチェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて個別／一括で修正できること。 ・生命保険料控除額と支払額に差異がある ・申告年度が妥当な年度となっていない(処理対象年度と異なる) ・登録済みの同一資料情報がある	【給税収集】 1.エラー一覧画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【合年年収集】 1.エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 2.修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【合年合計書収集】 1.エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 2.修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【確定申告書収集】 1.エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 2.修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【課税資料修正・課税資料入力整合性チェックエラー表示リスト】 1.修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。 2.修正画面では、その更新を確定させる前に、原票を出さずに確認ができること。	6.1.3. 申告受付登録 (21) ■計算エラーだけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 72. 課税資料修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)	【当初課税資料台帳・取扱データの整合性チェック】 152. 申告系資料において、事業主の車従者給与合計欄と各従事者の給与の合計額が異なるものを抽出するリストへ出力できること。 ■計算情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 【課税資料修正・整合エラー画面表示】 118. 課税資料データに整合しない場合がある場合は、画面面上にエラー表示をすること。 ■計算情報にエラーがある場合には、車従者情報を修正するため、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 【課税資料修正・入力整合性チェック】 101. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【課税資料修正・課税資料入力整合性チェックエラー表示リスト】 128. 課税資料取り手の整合性エラー一覧表示を出力できること。 ■計算情報にエラーがある場合には、車従者情報を修正するため、未処理リストは表示されない場合と表示される場合とがあること。 129. 課税資料取り手の整合性確認を行ったときに、未処理リストで表示される場合は、待機状態と表示されること。 130. 前年度、車従者給与があった者の一括が作成できること。 131. 前年度、車従者給与があった者の一括が作成できること。 132. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【車従者登録】 175. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。) 176. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 177. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。	【I.4.16. 登録情報エラー修正・削除】 152. 申告系資料において、事業主の車従者給与合計欄と各従事者の給与の合計額が異なるものを抽出するリストへ出力できること。 ■計算情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 【車従者登録】 153. 車従者登録を出すことで割り当てた車従者を車従者登録料金欄に反映する。 ■計算情報にエラーがある場合には、車従者情報を修正するため、未処理リストは表示されない場合と表示される場合とがあること。 154. 前年度、車従者給与があった者の一括が作成できること。 155. 前年度、車従者給与があった者の一括が作成できること。 156. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【課税資料修正・課税資料入力整合性チェックエラー表示リスト】 128. 課税資料取り手の整合性エラー一覧表示を出力できること。 ■計算情報にエラーがある場合には、車従者情報を修正するため、未処理リストで表示される場合は、待機状態と表示されること。 129. 前年度、車従者給与があった者の一括が作成できること。 130. 課税資料取り手の整合性確認を行ったときに、未処理リストで表示される場合は、待機状態と表示されること。 131. 前年度、車従者給与があった者の一括が作成できること。 132. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【車従者登録】 175. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。) 176. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。 177. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。	【課税資料の裏面内での整合性チェック】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 以降の機能をオプションとして追加したいです。 ○車従者登録の点検を行うことによって、車従者登録料金を出力でき、資料登録時のアラート用意で確認用に出力できるること	①「裏面内での整合性チェック」の文言を「課税資料裏面内でのチェック」に修正いたします。 ②オプション機能の追加 以降の機能をオプションとして追加したいです。 ○車従者登録の点検を行うことによって、車従者登録料金を出力でき、資料登録時のアラート用意で確認用に出力できるること						
No. 2.20.23	【資料登録】 申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署査定要否、税務署査定内容の登録、参照、修正、削除ができること。  税務署査定が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署査定内容の確認が可能なリスト(候補)の出力ができること。	【資料登録】 申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署査定要否、税務署査定内容の登録、参照、修正、削除ができること。  税務署査定が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署査定内容の確認が可能なリスト(候補)の出力ができること。										<第3回町役場ご意見について> (F市ご意見に対する) 1.4.1. をオプションとした理由は当該機能に記載した通りです。 アラートについては、別途表示いたします。	
追加-44	資料登録のデータ内容チェック結果を出力でき、資料登録時のアラートリストも確認用に出力できる												
追加-45	申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署査定要否、税務署査定内容の登録、参照、修正、削除ができること。												
追加-46	税務署査定が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署査定内容の確認が可能なリスト(候補)の出力ができること。												
1.4.16.	基本情報、会社情報、特別微収義務者情報等との整合性チェックの結果、アラートの対象があらぶ合間に必要に応じて別別／一括で修正できること。 ・基本情報に該当する個人が登録されていない ・年齢登録がされていない ・特別微収義務者情報に該当する特別微収義務者が登録されていない ・審査・審査の登録があるのに所得基準額を超過している ・世帯情報に該当する被扶養者、専従者、配偶者が登録されていない	【給税収集】 1.エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 2.修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。 3.修正画面では、その更新を確定させる前に、原票を出さずに確認ができること。  【車従者登録】 175. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。) 176. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 177. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。	6.1.3. 申告受付登録 (15) ■計算情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 76. 課税資料修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【課税資料修正・車従者登録】 106. 車従者登録を出すことで割り当てた車従者を車従者登録料金欄に反映する。 ■計算情報にエラーがある場合には、車従者情報を修正するため、未処理リストは表示されない場合と表示される場合とがあること。 107. 課税資料のイメージを確認しながら、個人特定候補と対象者を表示できること。  【個人特定・特定登録】 108. 個人特定を不要と判断した場合は、課税資料データにて特に設定せずに登録できること。 109. 個人特定を登録する際に、登録する個人の登録番号を表示する。その登録番号は、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 110. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。	【I.4.19. 資料登込み】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 データ登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。								
No. 2.20.23	【資料登録】 申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署査定要否、税務署査定内容の登録、参照、修正、削除ができること。  税務署査定が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署査定内容の確認が可能なリスト(候補)の出力ができること。	【資料登録】 申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署査定要否、税務署査定内容の登録、参照、修正、削除ができること。  税務署査定が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署査定内容の確認が可能なリスト(候補)の出力ができること。	6.1.3. 申告受付登録 (15) ■計算情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 76. 課税資料修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【課税資料修正・車従者登録】 106. 車従者登録を出すことで割り当てた車従者を車従者登録料金欄に反映する。 ■計算情報にエラーがある場合には、車従者情報を修正するため、未処理リストは表示されない場合と表示される場合とがあること。 107. 課税資料のイメージを確認しながら、個人特定候補と対象者を表示できること。  【個人特定・特定登録】 108. 個人特定を登録する際に、登録する個人の登録番号を表示する。その登録番号は、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 109. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。	【I.4.19. 資料登込み】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 データ登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。								
1.4.17.	資料登録から自動算出した値(在民税控除額・所得額・所得税・所得税控除額等)と、計算の基となる方針(バッチデータ等の取り込んだ電子データ)との整合性チェックができること。 ・資料情報から自動算出した在民税控除額と申告資料に記載のある在民税控除額が同一の値となっていない	【資料登録】 1.エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 2.修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。 3.修正画面では、その更新を確定させる前に、原票を出さずに確認ができること。  【車従者登録】 175. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。) 176. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 177. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。	6.1.3. 申告受付登録 (15) ■計算エラーがある場合には、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 76. 課税資料修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【課税資料修正・車従者登録】 106. 車従者登録を出すことで割り当てた車従者を車従者登録料金欄に反映する。 ■計算情報にエラーがある場合には、車従者情報を修正するため、未処理リストは表示されない場合と表示される場合とがあること。 107. 課税資料のイメージを確認しながら、個人特定候補と対象者を表示できること。	【I.4.20. 資料登込み】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 データ登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。								
No. 2.20.23	【資料登録】 申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署査定要否、税務署査定内容の登録、参照、修正、削除ができること。  税務署査定が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署査定内容の確認が可能なリスト(候補)の出力ができること。	6.1.3. 申告受付登録 (15) ■計算エラーがある場合には、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 76. 課税資料修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【課税資料修正・車従者登録】 106. 車従者登録を出すことで割り当てた車従者を車従者登録料金欄に反映する。 ■計算情報にエラーがある場合には、車従者情報を修正するため、未処理リストは表示されない場合と表示される場合とがあること。 107. 課税資料のイメージを確認しながら、個人特定候補と対象者を表示できること。	【I.4.20. 資料登込み】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 データ登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。									
1.4.18.	アラートの内容及び審査区分等からアラートのある該当者を絞り込み、アラート表示画面を見ながら連続修正ができること。	【資料申告】 1.在民税控除額・所得額・所得税・所得税控除額等と、計算の基となる方針(バッチデータ等の取り込んだ電子データ)との整合性チェックができること。	6.1.3. 申告受付登録 (15) ■計算エラーがある場合には、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 76. 課税資料修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【車従者登録】 175. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。) 176. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。	【I.4.32. 資料取込み】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 データ登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	アラートの修正が実装できるようにしてあることを確認するため、アラート表示画面を見ながら連続修正ができる。	①機能の修正 「接続する際のアラート」の文言を削除し、連続修正のタイミングを制限しない表現に修正いたします。							
No. 2.20.23	【資料登録】 申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署査定要否、税務署査定内容の登録、参照、修正、削除ができること。  税務署査定が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署査定内容の確認が可能なリスト(候補)の出力ができること。	6.1.3. 申告受付登録 (15) ■計算エラーがある場合には、エラー抽出結果を表示等で確認し、必要に応じて修正、削除ができること。 76. 課税資料修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。)  【車従者登録】 175. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。(原票を出さずに確認ができること。) 176. エラー一覧だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。	【I.4.32. 資料取込み】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 データ登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	アラートの修正が実装できるようにしてあることを確認するため、アラート表示画面を見ながら連続修正ができる。	①機能の修正 「接続する際のアラート」の文言を削除し、連続修正のタイミングを制限しない表現に修正いたします。								
1.4.19.	試課資料の資料番号(試課資料ごとに付番し、個人との紐づけに利用する番号)の自動付番ができること。	【給税収集】 1.公共年金一賃を指定した折紙・番号体で自動付番、追加、削除できること。 2.資料登録時に資料番号を指定の折紙、番号体で自動付番され、追加で折紙番号に出来ること。 3.資料登録時に折紙番号で資料管理用の資料番号の入力ができること。 4.資料登録時に折紙番号の資料番号の入力ができること。	【当初課税資料前処理・全般】 128. 一括入力の際、エラー内容及び審査区分等からエラーのある該当者を絞り込み、エラー表示画面を見ながら連続修正ができること。 【資料取込み】 123. 資料取込み	【I.4.28. 資料取込み】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 資料登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	データ取込みによる資料登録では、個別登録コードを自動付番できること。 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 資料登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 「資料登録」の記載を「資料番号(試課資料ごとに個人を特定する番号)」に修正します。 ②オプション機能の追加 「資料登録」の記載を「資料番号(試課資料ごとに個人を特定する番号)」に修正します。 ○その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか							
No. 2.13.10	【給税収集】 1.公共年金一賃を指定した折紙・番号体で自動付番、追加、削除できること。 2.資料登録時に資料番号を指定の折紙、番号体で自動付番され、追加で折紙番号に出来ること。 3.資料登録時に折紙番号で資料管理用の資料番号の入力ができること。 4.資料登録時に折紙番号の資料番号の入力ができること。	【当初課税資料前処理・全般】 128. 一括入力の際、エラー内容及び審査区分等からエラーのある該当者を絞り込み、エラー表示画面を見ながら連続修正ができること。 【資料取込み】 123. 資料取込み	95. 各課税資料に対してカナ氏名生年月日を用いた複数名コードを自動付番できること。	【I.4.28. 資料取込み】 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 資料登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	データ取込みによる資料登録では、個別登録コードを自動付番できること。 ※以下について確認させてください。 ○オプション機能の追加 資料登録ができない場合には、正確な情報を確認する必要があるため必須の必須です。 ○他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 「資料登録」の記載を「資料番号(試課資料ごとに個人を特定する番号)」に修正します。 ②オプション機能の追加 「資料登録」の記載を「資料番号(試課資料ごとに個人を特定する番号)」に修正します。 ○その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか							

機能名	仕様書たたき台	該当する操作	B市	C市	D市	E市	F市	G市	I市	対象の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
追加-47		【電子データ（パンチデータ等）の取り込み】 電子データ（パンチデータ等）の再取り込みができる。 【外部取扱連携】 外部取扱連携による転記のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができます。										
1.4.20.	no. 2_16	【確定申告書収集】 確定申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができます。 【外部取扱連携】 外部取扱連携による転記のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができます。 【電子データ】 電子データ（パンチデータ等）の再取り込みができる。 【外部取扱連携】 外部取扱連携による転記のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができます。 【電子データ】 電子データ（パンチデータ等）の再取り込みができる。 【外部取扱連携】 外部取扱連携による転記のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができます。 【電子データ】 電子データ（パンチデータ等）の再取り込みができる。								左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝りているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能：以下の機能をオプションとして追加いたします。 「飛行や警察、市役所など4月に大規模な人事異動を行った事業所分の電子データ情報をについて、新年度の受給者番号の取り込み（新年度とは異なる受給者番号の紐づけ）ができること」 ②オプション機能の追加 ・新年度の受給者番号を欄別に修正できること。	
PT3追加-47		新年度の受給者番号を個別に修正できる。										
追加-48		調査や監察・市民所などに大規模な人事異動を行った事業所分の電子データ転送について、新年度の受給者番号の取り込み（新年度とは異なる受給者番号の紐づけ）ができる。										
1.4.21.	no. 2_13_16	給与収入金額より給与所得を自動算出できること。 【最初課税前処理・全般】 (224) 給与収入金額より給与所得を自動算出できる。								左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝りているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。	
1.4.22.	no. 2_13_16	年金収入金額より年金総所得を自動算出できること。 【最初課税前処理・全般】 (227) 年金収入金額より年金総所得を自動算出できること。								左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝りているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。	
1.4.23.	他団体回送	他団体回送に「回送対象を抽出できること」 6.1.3. 申告受付登録 (219) ■住基その他の情報があった宛名について、他市回送登録及び資料削除ができること。 ■住基その他の情報がない場合、事業所照会及び個人照会を行う対象資料が抽出及び出力できること。 【個人特定・他市回送一括印刷】 (112) 資料回送などしている課税資料データについて、一括で他市町村宛の回送業者を作成し印刷できること。 ■住基その他の情報があった宛名について、他市回送登録及び資料削除ができること。 ■住基その他の情報がない場合、事業所照会及び個人照会を行う対象資料が抽出及び出力できること。 【回送対象者登録】 (226) 住基に回送先固有名または納稅義務者登録等をオンラインで登録することができる。 【回送資料作成】 (227) 他市回送の資料作成において、確定申告書について他の資料と切り分けて文書を作成できること。 【回送対象者登録データ一覧表】に加え、回送担当の課税資料イメージも一括で作成できることを望ましい。 ※回送業者とイメージが分かれても、組み合わせやすい工夫があれば可							左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝りているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の改正 「回送資料を抽出できること」を「回送対象として設定できる」とに修正いたしました。 ※1.4.23-1, 2の確認結果をご意見より、システム対応が可能であれば販売電子回送に対応するものと認識しております。 ※必要な機能としては、電子回送にて設定される機能と判断いたしました。 <第3回W後ご意見について> (E市、J市ご意見に對して) ・本機能は「回送対象として設定できる」といいます。 ・他団体回送に「回送対象として回送先固有名または納稅義務者登録等を設定できる」と		
1.4.24.		国税連携システムで回送可能なデータ形式でも出力できること。 【回送対象者登録】 (226) 住基に回送先固有名または納稅義務者登録等をオンラインで登録することができる。 【回送資料作成】 (227) 他市回送の資料作成において、確定申告書について他の資料と切り分けて文書を作成できること。 【回送対象者登録データ一覧表】に加え、回送担当の課税資料イメージも一括で作成できることを望ましい。 ※回送業者とイメージが分かれても、組み合わせやすい工夫があれば可								左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要のか、他の機能で勝りているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の改正 ・下記の機能の追加を想定しております。追加する場合は必須機能でよいを確認いたします。 「回送資料のCSVファイルから給税年報の形式で簡単に出力できる」 ※1.4.24-1, 2の確認結果をご意見より、システム対応が可能であれば販売電子回送に対応するものと認識しております。 ※必要な機能としては、電子回送にて設定される機能と判断いたしました。 <第3回W後ご意見について> (E市、J市ご意見に對して) ・本機能は「回送対象として設定できる」といいます。 ・他団体回送に「回送対象として回送先固有名または納稅義務者登録等を設定できる」と	
追加-49		他団体への回送用データとして統帳、年報について、総務省形式のCSVレイアウトでも出力できること。 また、確定申告については回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報（年分、局審査番号、整理番号、カナ氏名、生年月日、住所、台帳番号、連携データ作成年月日等）を出力できること。										
1.4.25.		採入資料が他団体回送に該当する場合、「回送先」「送付文書」「送付資料」が出力できること。 【給付状況】 回送先に回すことは、他市回送の場合に、回送先等の履歴を次年度に引き継ぐことができる。 79. 市外送達者の分一括表示が作成できること。 82. 市外回送用の連絡業者を作成できること。 【個人特定・他市回送一括印刷】 (112) 資料回送などしている課税資料データについて、一括で他市町村宛の回送業者を作成し印刷できること。 【回送対象者登録】 (226) 住基に回送先固有名または納稅義務者登録等をオンラインで登録すること。 【回送資料作成】 (227) 他市回送の資料作成において、確定申告書について他の資料と切り分けて文書を作成できること。 【回送対象者登録データ一覧表】に加え、回送担当の課税資料イメージも一括で作成できることを望ましい。 ※回送業者とイメージが分かれても、組み合わせやすい工夫があれば可								左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要のか、他の機能で勝りているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の改正 ・下記の機能の追加を想定しております。追加する場合は必須機能でよいを確認いたします。 「回送資料のCSVファイルから給税年報の形式で簡単に出力できる」 ※1.4.23-1, 2の確認結果より、販売電子での対応であれば販売電子回送に対応するものと認識いたします。 ※必要な機能としては、電子回送にて設定される機能と判断いたしました。 ・シスル上で回送設定を行い、文書を削除いたしました。 <第3回W後ご意見について> (E市、J市ご意見に對して) ・本機能は「回送対象として設定できる」といいます。 ・他団体回送用に作成したCSVデータの内容を統帳、年報同じ形で確認することを目的とするものと確認いたしました。	



機能名	仕様書たたき合	機能フローの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)	
2.1.3.	確認申告>個人住民税申告>年末調整済給付支払報告書・年金支払報告書の優先順位で合算処理ができること。			6.2.1. 初回課税(合資会社) (233) ■自動合算するとして課税資料の組み合わせを選べること	[資料合算入力・全般] 合算時に採用する各種資料の優先順位を指定できること。				[2.1.7. 合算] 原則では課税義務者が申告した資料を優先順位を変更する機能がない場合、運用不能となる影響があるかを確認させていただきます。 ①資料の優先順位を任意に設定できない場合、運用不能となる可能性がある。 ※理由も併せてご回答ください。 ②資料の優先順位を任意に設定する必要はない。	①機能の追加 (G-1-J) 課税資料の優先順位について、確定申告(個人住民税申告など)と支払報告書(年金支払報告書など)が並列する資料の優先順位を変更して取り扱う必要があるかを確認します。	①機能の優先順位にかかる機能として、本機能は削除し、下記の2件を考慮いたします。 ②課税回数 (G-1-J) 課税資料の優先順位について、確定申告(個人住民税申告など)と支払報告書(年金支払報告書など)が並列する資料の優先順位を変更して取り扱う必要があるかを確認します。	
追加-51	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。									<第3回町後ご意見について> (市ご意見に對して) 所轄税務署における課税対象者の選択と課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施されることを認識しております。	<第3回町後ご意見について> (市ご意見に對して) 所轄税務署における課税対象者の選択と課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施されることを認識しております。	
2.1.4.	課税資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。				[資料合算入力・全般] (103) 課税資料毎に異なる所得の合算方法が設定されること。			[2.1.8. 合算] 課税資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 以下の確認を適切に実施します。 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度を制定した機能と認識しております。 以上の対応は正確な税額計算に必要であるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 以下の確認を適切に実施します。 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ※その機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝われているのか)	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 以下の確認を適切に実施します。	
2.1.5.	併用微収データの自動作成ができること。	No.3_1			[資料合算入力・全般] (106) 一部特徴のデータ作成が行えること。			[2.1.9. 合算] 併用微収データの自動作成ができること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ※その機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝われているのか)	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。	
2.1.6.	合算後、追加資料を入力した際は、任意のタイミングで再合算処理ができること。	No.3_1			[資料合算入力・全般] (107) 合算後、追加資料を入力した際は、同時に再合算処理ができること。			[19.1. 合算結果・微収方法決定結果に振り分けがある場合には(107) 合算後、追加資料を入力した際は、同時に再合算処理ができること。 19.2. 新たな課税資料の取得により、合算結果・微収方法の変更をオンラインで入力できること。 19.3. 入力方法は当初課税以後の更正入力と同様の入力方法であること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 合算処理後に修正資料等が提出される場合は(107) 合算後、追加資料を入力した際は、同時に再合算処理ができること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ※その機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能は勝われているのか) その他に具体的に明記すべき実装必須機能はいか	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ①機能の修正 (「実時」を「任意のタイミング」に修正します。)	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ②質疑回答 (G-1) 2.1.1. の想定の合算処理に違いは何か ③機能の自動合算処理後に個別対応が必要なケースを想定しております。 本機能は、実務上の要件として、一度合算処理を実施した対象でも再度合算処理の対象とされると自動的に条件を記載しておまり、車両登録者によっては、個別の合算処理として、実装される機能は同じになる可能性があるものと想定しております。
2.1.7.	合算アラートチェック	No.3_1			[課税資料統一] 22. 申告者2名の住民税にに関する事項の読み取り、エラー・チェックの強化に努め、納付区分と住民税納付法の整合性チェックが十分に行えるようにすること。 22. 合算済みの課税割引データに対する税理的な再評議の課税資料を提出する場合に、合算アラート機能によるアラートを発出すること。 23. 課税計算前に任意のあらゆる抽出条件設定により、対象者を電子上で抽出でき、その電子データを課税資料に組み込むこと。 23. 住民税申告・確定申告などのうち、給料の取り込みがないものを抽出できること。	[資料合算入力・全般] (102) 合算課税(合資会社) (243, 244, 246-248, 250-252, 254-256, 258-260, 262-264, 266-268, 270-272, 280-282, 284-286, 288-290) ②合算する際に、計算エラー等が生じた場合には(102) 合算後、追加資料を入力した際は、同時に再合算処理ができること。			[合算結果・合算エラーチェック] (100) 合算結果と累積合算の合算結果の整合性チェックを行い、振り分け予測される場合はエラーリストを作成し、一覧表示で印刷できること。 ※どのよう内容の整合チェックを行なうか可能な範囲で記述すること	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 合算結果にて提出される場合は(100) 合算後、追加資料を入力した際は、同時に再合算処理ができること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ※その機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能は勝われているのか) その他に具体的に明記すべき実装必須機能はいか	①機能の修正 (「実時」を「任意のタイミング」に修正します。)
追加-52	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。合算処理時に課税資料毎の整合性を確認し、アラートを出力できること。 ・生命保険料控除と支払額に差異がある ・申告年度が妥当年度となっていない											
追加-53	合算結果時に税理的の整合性をチェックし、重複がある場合はアラートを出力できること。 ・申請者と給料・手取給付金額の合計に違いがない ・確定申告・住民税申告の合算結果と給料分給付金額と収入額とならない ・同一事業所から複数枚された給料・年報が複数枚登録されていない ・特別被扶養料がある場合は、扶養料分給付金額と支払額に差異がある ・前回の給料・年報の提出がない ・前回合算結果が複数登録されている											
追加-54	合算結果時に税理的の整合性をチェックし、アラートを出力できること。 ・申告者と給料・手取給付金額の合計に違いがない ・確定申告・住民税申告の合算結果と給料分給付金額と収入額とならない ・同一事業所から複数枚された給料・年報が複数枚登録されていない ・特別被扶養料がある場合は、扶養料分給付金額と支払額に差異がある ・前回の給料・年報の提出がない ・前回合算結果が複数登録されている											
追加-55	資料の未提出が確認される対象者をチェックし、アラートを出力できること。 ・アラート表示 ・アラート表示と該当する対象者をリストで表示する ・確定申告書で年賃満額給付の控除額計のみ記載して、内訳が記載されていない場合で、同じ控除額計の給報が提出されていない ・確定申告・住民税申告の提出がない											

機能名	仕様書たたき合	実現方針の列記	B市	C市	D市	E市	F市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)
追加-56	課税資料として採用した資料の妥当性を確認すべき対象をチェックし、アラートを出力できること。 ・扶養料交付について採用資料(後年度により自動判定)以外に関連付けがある資料がある ・前報酬の結果を合算している								左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①確認事項 ・「資料合算判別」に不明分の資料を確認することとしているため、この仕様がこの位置にあることは少し違和感があるとのご意見がありますが、資料合算前に個人判定が完了していれば、資料合算後にどう請求の必要なない放棄に区分されること
2.1.8.	課税資料のうち、住民番号が不明な申告情報は、未処理分、処理したが検査に時間がかかる想定(少額の課税資料)、海外へ出張するなど調査の必要なない対象に区分して管理(登録、参照、修正、削除)ができるること。	No. 3_4			【資料合算入力・全般】 (103) 住民番号が不明のまま残っていたデータの一覧表を出力できること。 (110) 課税資料が不明分テーブルから、課税資料が、給報、年金分において個人番号が不明分として残っていたデータの一覧表を出力できること。 【当面課税前処理・全般】 (218) 個人番号を特定できなかったデータの一覧が表示できること。	146: 資料合算条件に対し、エラーの修正または確認が必要なデータを表示する。該課税資料が、給報、年金分、確定申告分において住民番号が不明分として残っていたデータの一覧表を出力できること。 147: エラー対応の連携処理を使用するため、エラー未処理件数を資料区分別、月別(取込日または処理日)別に表示すること。 (注) 検出したエラーは修正可能な限りエラー情報を保持している想定	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 個人の基本情報と結びつかなかった課税資料を表示する。該課税資料が不明分から、該課税資料が、給報、年金分、確定申告分において住民番号が不明分として残っていたデータの一覧表を出力できること。 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で無れているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	②オプション機能の追加 以下の機能をオプションとして追加いたします。 【仕様書】 ・住民番号が不明な場合に区分して扱っている想定(少額の課税資料)の保留、海外へ出張するなど請求の必要なない放棄に区分すること		
追加-57	住民番号が不明な申告情報で、保留、放棄とした対象は合算処理、税額計算処理、他団体回送処理の対象外でできること。								※「持続する個人が不明な場合に合算処理を実行して欲しい」とのご意見については、「[6. 照会]」の機能を整理できるようにしてほしい。(にてて、仕様書たたき合に記載したとおり「修正、削除」で列記できる想定)	③新規ご意見の「不明分として処理していたものが、本人や事業所への問い合わせ結果で、「判明」に変更したり、不明の中での取り扱いが変わったりするので、ラグを実装、更新できるようにしてほしい。(にてて、仕様書たたき合に記載したとおり「修正、削除」で列記できる想定)
2.1.9.	データ内容チェックでアラートとなった対象者のデータ、及びアラートの内容を確認できること。	No. 3_4	6.1.1. 当初課税(合算登録) (240, 271, 272) ■②取扱い区分と年次登録区分の一致/不一致の確認を行うこと。 ■②対象者登録と年次登録区分の一致/不一致のチェックができること。 ■②エラーリスト結果が記載された一覧が表示されること。 ■②の不一致者のいる世帯のデータと扶養/O/G結果データが合わなかったり表示されること。(1)	【合算後修正・不整合確認リスト】 (104) 住民番号の不整合や、情報優先順や確認を行なうリスト等を出力できる事(具体的な機能があれば検索すること)	148: オンライン入力により、課税資料の新規作成・修正を行なう場合に、該課税資料について、重複検査を行なうエラーとされた対象者のデータ、及び表示内容を確認できること。また、一覧表を出力できること。 (注) 検査とは、同一事業所からの納付が複数登録されてしまう場合に給付を2種登入してしまう可能性があるものなどを検出できること。	12.1.6. 合算】 合算登録による、課税資料の新規作成・修正を行なう場合に、該課税資料について、重複検査を行なうエラーとされた対象者のデータ、及び表示内容を確認できること。また、一覧表を出力できること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 アラート対象者、アラート内容を確認する。該課税資料の新規登録や特例微収対象者の間合わせて対応等を実施するため、必須の想定です。	当社の仕様書たたき合から、変更しました。		
2.1.10.	合算登録後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のアラートリストも確認出力できること。 また、再合算の場合も出力できること。	No. 3_4	【課税資料決定】 227. 各課税資料の取り扱い区分に必要なエラーチェックをかけ、各種エラーの対象リスト(エラーリスト)の出力や抽出ができること。 【当面課税】 (295, 296) 課税計算前に、計上エラー及び論理エラー等の抽出ができる事。 ※対象リストは候補・データ出力のいずれでも可 ※対象点のエラー対象が把握できれば、未処理リストでなくて也可	6.2.1. 当初課税・合算エラー未処理リスト (132) 合算エラーリストの処理流れを把握するため、未処理リストも確認出力できること。 ※対象リストは候補・データ出力のいずれでも可 ※対象点のエラー対象が把握できれば、未処理リストでなくて也可	【合算後修正・合算エラー未処理リスト】 (133) 合算エラーリストの処理流れを把握するため、未処理リストも確認出力できること。 ※対象リストは候補・データ出力のいずれでも可 ※対象点のエラー対象が把握できれば、未処理リストでなくて也可	【2.1.11. 合算】 合算登録後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のエラーリストを確認し、アラート対応が完了しているかを最終判断するため、合算登録時のアラートとアラートによる再合算の処理結果の確認操作は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で無れているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	④複数回答 (0-1) 住るのタイミングで資料を登録し再合算した場合においても、アラートが出て、確認ができますことは、2.1.6. の条件があれば自明であると考え、確認ができますことは、2.1.6. の条件があれば自明であると考え、特に記載しなくてもよいとの考えでよい ・初回、再合算の制御をしてしないため、包含する記載としておりましたが、認識の範囲を回避するために、「再合算の場合も対応できること」の文言を追加いたしました。		
2.1.11.	微収区分(特別微収(給付、年金)、普通微収、併微収)について、微収希望、前年度の退職・転勤・切替等の情報に基づき自動的に決定できること。	No. 3_6	【課税資料決定】 232. 併微対象者のチェックリストが作成でき、併微処理ができるところ。 ■②併微不可能な対象者のみをシステム的にチェックができるところ。 234. 特微対象者で、課税後の税額と給与収入額の差異が少ない方(併微、併微扱いにしたほうがよいと思われる方)の抽出ができるところ。(EU Cでの代替費用を算出) 235. 転勤届出書による異動日を指定し、前年度の課税台帳情報をから、新年度の課税台帳の総入(普通+併微)・転勤・特微落ち(併微+併微)の自動切替ができるところ	6.2.1. 当初課税(合算登録) (287) ■個別の微収区分の変更ができること。	【課税対象者登録・微収区分入力】 (41) 微収区分(特別微収/普通微収/併微)が登録、修正できること 【当面課税・特微微収区分】 (152) 特微対象者登録と、複数の事業所から給与所得がある場合は、主たる事業所は特別微収とし、他の事業所は普通微収とする。特徴的な年齢の特微対象者は、年齢登録時にアラートを知らなければならぬから希望があるため。	179: 税収義務者ごとに微収方法決定に関する情報をオンライン入力により登録することでき、かつその内容に従い微収方法決定処理する仕組みがあること。 (9) 年齢、給与収入は特微、給与収入以外は普通とする。 (9) 特徴者は、本社の年齢分のみで計算し、特徴給与は普通の年齢別微収を統一して登録し、税額計算は原則、割引計算でできること。 180: 並微納稅者の収支方法を決し、割引・割引計算でできること。 181: 年金特別微収を統一中の者については、併微納稅の年金特別微収登録の設定及び年金特別微収による割引計算でできること。 182: 年金特別微収登録のリスト出力について、年金特別微収登録の場合は、年金特別微収による割引・割引計算を行えること。 (注) 資料登録時はこの計算を実施せず、年金保険者が送付された年金特別微収登録後、普通微収登録後、年金特別微収登録までの間に、これに該当する処理を一括して行う場合、年金特別微収登録が行われる。ただし、(18)個人微収登録が不明の場合は、前年情報を参照して微収方法を決定できること。 また、処理結果確認のリスト出力については、候補条件での検討を予定しておりますが、主要条件の詳細化は不要と判断しております。	微収区分の自動設定機能は必須の想定です。 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※候補一覧でも詳細を確認します。	⑤機能の修正 「前年度情報」を「前年度の退職・転勤・切替等の情報」に修正します。		







機能名		仕様書たき合	機能フローと の対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	案件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)
	追加-63	住登外通知の通知結果(未通知・通知済)を管理(登録、参照、修正、削除)できること。									<第3回町内ご意見について> (F市、J市ご意見に対応) 必修機能に変更します。 また、以下の機能を追加します。 住登外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、後述住登外通知の成りがききること。	
	追加-64	住登外通知を作成した際に、住登外通知の通知結果を自動で更新(通知済として登録)できること。									<第3回町内ご意見について> (F市、J市ご意見に対応) 必修機能に変更します。	
	2.3.2.	他自治体からの住登外課税通知に基づき、他自治体課税対象者を管理できること。		6.2.5.2 9.4条通知情報受取 (581-583、585、587、589)	[2.9.4.各登録・登録] (29) 課税対象者登録(より住登外課税された人)に登録する際の検索、特定ができること。 ■通知内容を登録できること。 ■TAXを適切に記載された電子的な通知の取り込み、登録ができること。 ■取込んだ該当事者の一覧を出力できること。 ■課税対象者の情報を登録・管理できること。 ■市町村課税登録者のリストを立てて登録ができる。他市町村課税登録者であることが画面上で確認できること。	[課税対象者登録・課税市の住所登録] (32) 地方税法294条第3項により住登外課税された人について、登録対象者の登録が出来ること。 ■登録対象者登録時に正規な課税業務を実施するための想定です。	[2.3.4.住登外課税登録] 他団体からの地方税法第294条第3項による登録は、同登録登録上他自治体課税登録である旨を確認する機能は、用語の間違となるため、今回の仕様書たき合の検討項目からははされていないという理解でよいか。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①実装回数 (1-1) 同登録登録上他自治体課税登録である旨を確認する機能は、用語の間違となるため、今回の仕様書たき合の検討項目からははされていないという理解でよいか。 ⇒ご認識の通りです。			
	2.4. 課税登録	他自治体からの住登外課税登録(=TAXデータ)を取り入れること。										
	2.4.1.	年度外異動処理	No.5.3	[5.2.1.地図課税(合算値)] (37-21)	[異動処理・全般] (127) 年度外異動・地図異動データより新年度の給与特別微収区分を一括で変更ができること。 ■期間の設定については各自設定できること。 ■微収区分一括変更処理結果について出力できること。	[年度外異動登録] (128) 年度外異動・地図異動データより新年度の給与特別微収区分を一括で変更する場合の入力登録を行えること。また、概要欄にて当初課税されるごとに。	[2.4.1.年度外異動登録] 新年度の年度外異動登録に基づく新年度の課税業務を把握するための想定です。 ※以下について確認させてください。 ・その他の具体的に明記すべき実装必須機能はないか	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	オプション機能の追加 (オプションとして下記の機能を追加いたします。 「年度外異動処理」の結果、新年度課税情報を変更した対象の一覧を出力できること。 「年度外異動処理」では、新年度に既存の異動登録を変更して個別に対する必要があり、列記漏れのリスクが懸念されます。			
	追加-65	年度外異動処理の結果、新年度課税情報を変更した対象の一覧を出力できること。										
	追加-66	前年度異動届出者が提出があつたもののうち、年度外異動処理で新年度処理できなかった対象の一覧を出力できること。										
	追加-67	年度外異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること。										
	追加-68	年度外異動処理の対象期間を任意に設定できること。										
	追加-69	同一人に対して、両年度異動登録の対象期間に複数回の異動が行われた場合、自動反映の対象から除外し、確認リストの出力対象とすること。										
	追加-70	年度外異動処理の対象期間を任意に設定できること。										
	追加-71	対象者が再就職により再度特別徴収となった場合、翌年分も一括特別徴収できること。										
	2.4.2.	追加-72	No.5.3	[5.2.1.地図課税(合算値)] (37-21)	[2.4.2.年度外異動]	[市のみの変換化となります。上記処理結果が異動登録となりました。] 退職者が異動登録により再度特徴となった場合、翌年分も自動的に特徴できること。	[左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認]	①オプション機能の追加 (オプションとして下記の機能を追加いたしました。 「追職者が再就職により再度特別徴収となった対象の一覧を出力できる」という機能が実装されました。 「追職者が再就職により再度特別徴収となった対象の一覧を出力できない」という機能が実装されなかったため、次の想定です。 「その他の団体においては、異動入力に伴い徴収方法が変更される想定です。」				
	追加-73	追職者が再就職により再度特別徴収となつた対象の一覧を出力できること。										
	3. 正直											
	3.1. 未申告・修正申告登録	一定の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ、法定調査者(報酬等の支払調査))を指定し、未申告者として管理(登録、参照、修正、削除)できること。		[未申告登録]	6.3.1.未申告／修正申告受け登録(普通徴収者) (611, 612) 未申告者の自動抽出にあたり対象者抽出条件をカスタマイズ設定できること。	[給与支払報告書登録・受付年月日] (59) 未申告者の自動抽出から「給与支払報告書」提出状況を把握できること。 ■ユーザー一覧で未申告者の条件を指定できること。 ■(未申告)等式は別紙「未申告者登録条件抽出用」(No.4.1)を参考のこと。 ■未申告登録・給与未提出事業所一覧出力	[4.20.被扶養事務対象者のうち、一定の条件に基づいて対象者を抽出し、「未申告者」として登録、管理できること。 (238) 被扶養者受け年月日を登録、照会できること。 ※この情報から給与支払報告書の提出状況を判断していくこと。 また、確認用として未申告者の一覧またはデータを抽出するなど、未提出事業者を把握できれば他の機能でも利用可能となること。 (24) 未申告者登録用の登録情報は、オンライン入力により実際の申告者として変わらないに変更)することができます。 24.登録した未申告者登録は、オンライン入力により実際の申告者として変わらないに変更)することができます。 24.未申告者登録に対して、当該年度の住民登録に関する証明書の発行を停止できること。 25.未申告者登録の対象者登録を開始する場合の検索、未申告者の本人登録区分の修正など)の処理流れがないかうらう確認するための機能またはデータを出力できること。 26.登録した未申告者登録は、オンライン入力により実際の申告者として変わらないに変更)することができます。 26.登録した未申告者登録は、オンライン入力により実際の申告者として変わらないに変更)することができます。 (9) 未申告区分の変更入力を既設登録変入力とは独立して入力するが登録システムの場合における、未申告区分の解説文の検査。 ・試験内における登録・扶養・寡婦扶養人扶養関係情報の登録状況との不一致事例の検出	[3.1.1.未申告者抽出] 同一の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ等)により未申告者を抽出できること。 ※以下について確認させてください。 ・その他の機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝っているのか)	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機能の修正 □下記修正の通り修正します。 「一定の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ、法定調査者(報酬等の支払調査))を指定し、未申告者として管理(登録、参照、修正、削除)できること。」		
	3.1.1.	未申告者登録	No.4.1	[5.2.1.地図課税(合算値)] (37-21)	[給与支払報告書登録・受付年月日] (59) 未申告者の自動抽出から「給与支払報告書」提出状況を把握できること。 ■ユーザー一覧で未申告者の条件を指定できること。 ■(未申告)等式は別紙「未申告者登録条件抽出用」(No.4.1)を参考のこと。 ■未申告登録・給与未提出事業所一覧出力	[4.20.被扶養事務対象者のうち、一定の条件に基づいて対象者を抽出し、「未申告者」として登録、管理できること。 (238) 被扶養者受け年月日を登録、照会できること。 ※この情報から給与支払報告書の提出状況を判断していくこと。 また、確認用として未申告者の一覧またはデータを抽出するなど、未提出事業者を把握できれば他の機能でも利用可能となること。 (24) 未申告者登録用の登録情報は、オンライン入力により実際の申告者として変わらないに変更)することができます。 24.登録した未申告者登録は、オンライン入力により実際の申告者として変わらないに変更)することができます。 24.未申告者登録に対して、当該年度の住民登録に関する証明書の発行を停止できること。 25.未申告者登録の対象者登録を開始する場合の検索、未申告者の本人登録区分の修正など)の処理流れがないかうらう確認するための機能またはデータを出力できること。 26.登録した未申告者登録は、オンライン入力により実際の申告者として変わらないに変更)することができます。 (9) 未申告区分の変更入力を既設登録変入力とは独立して入力するが登録システムの場合における、未申告区分の解説文の検査。 ・試験内における登録・扶養・寡婦扶養人扶養関係情報の登録状況との不一致事例の検出	[3.1.1.未申告者抽出] 同一の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ等)により未申告者を抽出できること。 ※以下について確認させてください。 ・その他の機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝っているのか)	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機能の修正 □下記修正の通り修正します。 「一定の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ、法定調査者(報酬等の支払調査))を指定し、未申告者として管理(登録、参照、修正、削除)できること。」			
	WT2追加-1	紹介表を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること										
	WT2追加-2	紹介表を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること										
	3.1.2.	未申告登録	No.4.2	提出した未申告者について、未申告内訳通知(催告書)・住民税申告書(または、簡易申告書)の作成がつかること。 データ一括出力が可能なこと。	6.3.1.未申告／修正申告受け登録(普通徴収者) (611, 612) 未申告登録の対象者登録に登録され、かつ未申告登録区分が「検査対象」「未申告」「その他」のデータを未申告リスト及びハガキに出力できること。 ■(未申告)登録用の登録情報は、オンライン入力により実際の申告者として変わらないに変更)すること。 ■未申告登録・給与未提出事業所一覧出力	[3.1.1.未申告者登録] 同一の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ等)により未申告者を抽出できること。 ※以下について確認させてください。 ・その他の機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝っているのか)	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機能の修正 □下記修正の通り修正します。 「一定の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ、法定調査者(報酬等の支払調査))を指定し、未申告者として管理(登録、参照、修正、削除)できること。」				
	3.1.3.	未申告登録	No.4.7.9	未申告者等から送付されてくる簡易申告書、修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新(参照、登録、修正、削除)ができること。	[4.36.修正申告登録] 336.修正申告書及び更正決算書登録時に、所得税の重加算税・少加算税を考慮し、納期前延滞金の計算ができること。	[3.1.2.未申告登録] 提出した未申告者について、住民税申告書(または、簡易申告書)の複数登録によりシステム化の必要性は異なる認証であるため、オプションと、その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機能の修正 □下記修正の通り修正します。 「一定の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ、法定調査者(報酬等の支払調査))を指定し、未申告者として管理(登録、参照、修正、削除)できること。」				
	3.2. 稽査課税登録											













機能名	仕様書たとけ	機能フローと の対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)
W12追加-21	特別徴収義務者指定通知書を出力できること。											
W12追加-22	税額の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は一括発行の対象外となること。 事業情報の送付希望に応じて、通知書等の発行ができること。											
W12追加-23	新規非課税者の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。											
W12追加-24	任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書(紙、 <a href="#">データ</a> )を一括または個別に発行できること。 税額の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は一括発行の対象外となること。 事業情報の送付希望に応じて、通知書等の発行ができること。											
4.1.2. 特別徴収納入書発行	No.3_10	6.2.4. 当初通知書交付 (519, 542, 544) ■(6)当初用の特徴納入書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが提出できる場合に提出できること。 ■特徴納入書についてには、コンビニ納付、ペイジー、電子納付に対応可能こと。 ■(5)当初通知書交付 (511) ■(4)指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した場合、交付対象者として抽出し、特徴納入書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが提出できること。 ■(7).3.個人・事業所税種情報を参照 (1018) ■納入書が印刷できること。	[特徴台帳管理・特徴納入書出力] ■(252) 特別徴収納入書の印刷ができること ※出力したい月、発行年月日を指定できること	216:各納税義務者のうち、該当特別徴収対象者を事業所単位で算計し、月別の徴収人数と徴収額を算出して【4.1.4. 特徴納入書発行】 納入書を発行できること。 217:特徴徴収実施事業所について、当初通知における納入書を提出する対象者を算定することができる。 218:この通知対象者はオンライン画面で確認することができる。 〔注〕 各月の徴収人數ではなく、何人分通知したかを対象者別画面で見ることなど確認できること。 ※非課税者などの徴収義務の有無についても、税額決定通知書にて確認できること。 219:特別徴収実施事業所に通知した全てのものについての特徴納入書番号、対象者氏名、月別徴収額をオフラインで確認することができる。 219:オンライン画面で表示される特徴徴収実施事業所通知対象者は、条件欄「受取納書番号」、「ナビリンク」、「特徴納入書番号」に並び変更できます。 220:徴収対象者を算定する際に該当する納入書を採録して納入書作成した事業所(含む)について、任意の月、金額を記載した特徴納入書をオンラインで提出すること。 〔注〕 次回の定期処理による納入書発送では納入期限を越えてしまう場合は、その月だけの納入書を先行して発送する旨を記述。	特徴徴収義務者に対して、納入書を発行する機能の修正 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・ほかで事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書(紙、データ)を一括または個別に発行できること。	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 ・ほかで事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書(紙、データ)を一括または個別に発行できること。」						
W12追加-25	税額の有無を任意で設定し、納入書の一括または個別に発行できること。											
W12追加-26	納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。											
4.1.3.	No.3_10	〔当初課税前処理・全般〕 〔233〕納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	〔4.1.5. 特徴納入書発行〕 納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	納入書を不要とする事業者に対して、発行しない機能はコストの観点から必須の機能です。 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝っているのか)	当時の仕様書たとけ台の記載から、変更無しといたします。 〔注〕 「納付書」を「納入書」に修正します。	当時の仕様書たとけ台の記載から、変更無しといたします。 税額の印字の有無を任意で設定し、納入書の一括または個別に発行できること。						
4.1.4.		〔当初課税前処理・全般〕 〔234〕前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。	〔4.1.6. 特徴納入書発行〕 前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。	前年度の差引額は、事業所の届け出により算出されるため、該当からの変更無し。 以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝っているのか)	当時の仕様書たとけ台の記載から、変更無しといたしました。 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝っているのか)	当時の仕様書たとけ台の記載から、変更無しといたしました。 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝っているのか)						
4.1.5.	No.3_10	光ディスク等の磁気媒体による給与支払報告書の提出があった事業者に対して、磁気媒体用の特別徴収税額通知電子データを一括または個別に作成できること。 総務省指定様式での特別徴収税額通知データ(FD、MO、GD)の作成ができること。	6.2.4. 当初通知書交付 (527) ■(6)光ディスク書き込み用の、税額通知書(特徴義務者用)データが提出できること。 〔132〕特徴の事業所に対しては、磁気媒体による税額の通知ができること。 〔160〕給報情報を媒体で提出している事業所用の税額通知データの作成ができること。	〔当初特徴通知書作成・磁気媒体用〕 222:電子媒体で給与支払報告書を行った事業所に対して、総務省指定の光ディスク用の税額通知書(特徴義務者用)データが提出できること。 〔132〕特徴の事業所に対しては、磁気媒体による税額の通知ができること。 〔160〕給報情報を媒体で提出している事業所用の税額通知データの作成ができること。 〔4.1.8. 電子データ作成作成(磁気媒体用)〕 223:eLTAXで給与支払報告書を行った事業所に対して、eLTAX連携用の特徴税額通知電子データが作成できること。 〔161〕eLTAX給与支払報告書提出事業所用の税額通知データが作成できること。 〔162〕eLTAXを利用した特徴税額通知データのデータ送信ができること。 〔163〕eLTAXを利用した納付が対応可能なこと。	光ディスク等での給報提出、税額通知を複数している場合で、データ作成機能がない場合は、電子データを個別に作成できること。 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝っているのか)	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 「光ディスク等の磁気媒体による給与支払報告書の提出があった事業者に対して、磁気媒体用の特別徴収税額通知電子データを一括または個別に作成できること。」						
4.1.6.	No.3_10	eLTAX連携用の特別徴収税額通知・変更通知電子データ(正本・副本)が一括または個別に作成できること。 電子データ通知作成(光ディスク等用)	〔特徴通知書発送〕 226: eLMANを利用した特徴税額通知データを作成できること。 〔161〕eLTAX給与支払報告書提出事業所用の税額通知データが作成できること。 〔162〕eLMANを利用した特徴税額通知データのデータ送信ができること。 〔163〕eLTAXを利用した納付が対応可能なこと	〔当初特徴通知書作成・eLTAX連携用〕 223:eLTAXで給与支払報告書を行った事業所に対して、eLTAX連携用の特徴税額通知電子データが作成できること。 〔161〕eLTAX給与支払報告書提出事業所用の税額通知データが作成できること。 〔162〕eLMANを利用した特徴税額通知データのデータ送信ができること。 〔163〕eLTAXを利用した納付が対応可能なこと。	eLTAX連携用の電子データの作成機能がない場合は、既報情報を確認しながら個別に作成する必要があります。団体規範によっては現実的な選択肢ではないと考えます。 また、光ディスク等のデータ仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の認定です。	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 「eLTAX連携用の特別徴収税額通知・変更通知電子データ(正本・副本)が一括または個別に作成できること。」						
4.2. 番号徴収税額通知発行												





機能名		仕様書たき台	機能フローと の対応	B市	C市	D市	E市	F市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)	
IT2追加-35										・例えば当初就業選択は課税になっていて、現在申告には「非課税」の表示がされている場合、就業選択を「非課税」に変更する場合、就業選択内容で課税証明書を出すか、強制的に予定の内容で課税証明書を出すか選択できること。また、就業選択について、同時に反転を行う場合は発売前に確認ができるようとする。また、決議処理後の出力でも可とする			
		下記の連携先システムとの連携に対応できること。 <連携先システム> ・コンビニ交付システム ・銀行ATM ・組合会員システム											
4.5.2.	所得証明書発行	所得証明書の発行ができること（過年度分も含む）。 所得のみの出力など、必要事項を選択できること。	【投票証明】 410. 所得証明書の発行ができること。 421. 所得・課税証明書（世帯証明書）の発行ができること。			【要正免行・全般】 (162) 入力した異動者分については、即時で「決議書」や「通知書」の出力が行え、「納付書」や「証明書」の出力もできること。 【証明・全般】 ・既会員に課税証明書や、児童手当用証明書 ・扶養手当用証明書等、所持証明書 (177) システム上、所得証明、所持課税証明、非課税証明など証明類は過年度分（現年度分もあわせ5年）に応じてできるところ。 (178) 所得証明の発行について所得の出力が可能となること。 (179) 所持証明の全世界員、世界の一部についても受けできること。			【4.6.6. 所得証明書発行】 即時に所得証明書の発行ができること（過年度分も含む）。 所得のみの出力など、必要事項を選択できること。	所得証明書の発行は業務上、必須の想定です。 詳細は機票要素でも確認させていただきます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。 ※他の市も同様に機票要素が記載されています。	
4.5.3.	当日発行	当日申告、賦課決定等の場合でも、即時に証明書の発行ができること。				【要正免行・全般】 (162) 入力した異動者分については、即時で「決議書」や「通知書」の出力が行え、「納付書」や「証明書」の出力もできること。	【4.6.7. 当日発行】 当日申告、賦課決定等の場合でも、即時に証明書の発行ができること。	当日申告分の課税証明書発行は、住民から希望されるケースが多く、業務上、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①課税事項 K市「証明書を発行した場合、その発行履歴を管理し、データベースの更新までデータ更新を制御すること」の意見にいたして、データベースの更新日も「データ更新日」及び「データ更新の回数」の欄に記載されています。 <第3回町後ご意見について> 機種としては、個別に設定（課税決定）までをしている前の機能です。 ・意見の通り「当日に限らないため、「個別課税分の通知発行」に機能名を修正し、機能の記載を以下通りに修正します。 機種に由来情報登録、課税決定等の対応をした場合、 機種を押すことで、その後に証明書の発行ができること。			
4.5.4.	証明書再発行	証明書の再発行ができること。 再発行とは、証明書を再度、印刷（同一人物に対して同一種類の証明書を複数回印刷）することをいいます。				【投票証明】 423. 課税証明は、課税者個人ごとに「発行停止権能（フラグ）」を有すること。	6.2.4. 当初通知書交付（531、532） 支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 扶養手当用データの住所については、入力した仮の住所が記載されること。	【共通・DV対応】 (14) DV・ストーカー支援者等の設定ができ、画面に表示されるメッセージを表示できること。 (15) DV・ストーカー支援者等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出すことができ、証明発行に係る、扶養者の証明発行に係る面倒上の注意喚起や発行禁止処理ができること。 ※注意喚起・発行禁止処理の適用を任意に選択できること。	【証明・DV等の対応】 (299) DV等証明発行注意者を登録する機能があり、扶養者の証明発行に対し画面上の注意喚起や発行禁止処理を行なうため、現在の市にて公開／非公開の設定ができること。 (300) DV等証明発行注意者登録機能が反映される。	【4.6.8. 証明書再発行】 証明書の再発行ができること。	証明書の再発行については、記載内容の「機種選択欄」により、通常発生し得る要件の範囲でですが、証明書の再発行にかかる可能性を考慮されるとのぞまい。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機種の修正 K市「証明書を発行した場合、その発行履歴を管理し、データベースの更新までデータ更新を制御すること」の意見にいたして、データベースの更新日も「データ更新日」及び「データ更新の回数」の欄に記載されています。 <第3回町後ご意見について> 機種としては、個別に設定（課税決定）までをしている前の機能です。 ・意見の通り「当日に限らないため、「個別課税分の通知発行」に機能名を修正し、機能の記載を以下通りに修正します。 機種に由来情報登録、課税決定等の対応をした場合、 機種を押すことで、その後に証明書の発行ができること。
4.5.5.	発行禁止・警告	年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 また、その事由（未申告者、遅延者、支援措置対象者等）を登録できること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。				【投票証明】 423. 課税証明は、課税者個人ごとに「発行停止権能（フラグ）」を有すること。	6.2.4. 当初通知書交付（531、532） 支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 扶養手当用データの住所については、入力した仮の住所が記載されること。	【証明・DV等の対応】 (14) DV・ストーカー支援者等の設定ができ、画面に表示されるメッセージを表示できること。 (15) DV・ストーカー支援者等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出すことができ、証明発行に係る、扶養者の証明発行に係る面倒上の注意喚起や発行禁止処理ができること。 ※注意喚起・発行禁止処理の適用を任意に選択できること。	【証明・DV等の対応】 (299) DV等証明発行注意者を登録する機能があり、扶養者の証明発行に対し画面上の注意喚起や発行禁止処理を行なうため、現在の市にて公開／非公開の設定ができること。 (300) DV等証明発行注意者登録機能が反映される。	【4.6.9. 発行禁止・警告】 証明発行禁止・警告が発生した場合の対応対応等による証明書の再発行は特別な条件により、再発行の業務を実施する場合に限り、再発行を行なうため、オプションとしての選択化が実装と考えます。	発行すべきではない対象者に発行する場合に限り、再発行を行なうため、発行禁止・警告の発行は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機能の追加 「本人ごとの発行禁止・禁止解除を本人からの申し出に応じて設定でき、本人以外には証明書発行禁止とするよう管理できる」と。
IT2追加-36		個人ごとの発行禁止・禁止解除を本人からの申し出に応じて設定でき、本人以外には証明書発行禁止とするよう管理できること。				【証明・全般】 (181) 課税証明書を出すか、非課税証明書を出すかを、課税があるか否かにより自動で切り替えることができる。	6.2.4. 当初通知書交付（531、532） 支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 扶養手当用データの住所については、入力した仮の住所が記載されること。	【証明・DV等の対応】 (14) DV・ストーカー支援者等の設定ができ、画面に表示されるメッセージを表示できること。 (15) DV・ストーカー支援者等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出すことができ、証明発行に係る、扶養者の証明発行に係る面倒上の注意喚起や発行禁止処理ができること。 ※注意喚起・発行禁止処理の適用を任意に選択できること。	【4.6.10. 発行】 課税証明書を出すか、非課税証明書を出すかを、課税があるか否かにより自動で切り替えることができる。 減免適用前の課税無判別ができます。	発行すべきではない証明を出さないよう制御する機能として、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機種選択 ・最も制御するのかわりにいくです。発行すべきではない証明とはどういったものを想定しているのでしょうか？ ・課税対象者に課税証明書が出ないような制御を設定しておりたまに、「機種（非課税）証明」の様に統合した様式を使用している団体も想定されるここから、課税の選択肢に基づく課税・非課税の選択を判断の上、適切な証明書を発行することに修正いたしました。	
4.5.6.	発行	課税情報を基づき、課税・非課税の別を判断の上、適切な証明書を発行できること。				【証明・全般】 (182) 課税証明書がまだされておらず、アラート表示（変更前の内容で発行して良いか）することができる。	6.2.4. 当初通知書交付（531、532） 支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 扶養手当用データの住所については、入力した仮の住所が記載されること。	【証明・DV等の対応】 (14) DV・ストーカー支援者等の設定ができ、画面に表示されるメッセージを表示できること。 (15) DV・ストーカー支援者等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出すことができ、証明発行に係る、扶養者の証明発行に係る面倒上の注意喚起や発行禁止処理ができること。 ※注意喚起・発行禁止処理の適用を任意に選択できること。	【4.6.12. 発行】 課税決定（通知書発行）がまだされておらず、決定後に税額を算出する準備をする際に、変更前の内容で発行して良いか、することができる。	通知前の証明発行制御は、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。 ※最初に「変更後の税額で証明書が発行できない」というアラートが表示されることがあります。そのため、扶養者が必要な場合は、即時更新正理（3.6.3.）を実施し、個別に証明書発行をしたうえで、証明書を発行することを想定しています。	
4.5.7.		更正入力のあと、就課決定（通知書発行）がまだされていない場合、アラート表示（変更前の内容で発行して良いか）することができる。				【各種帳票】 424. 各種帳票について、ユーザーの要望に応じ、文章やレイアウトを容易に変更・調整できるようにすること。	6.2.4. 当初通知書交付（531、532） 支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 扶養手当用データの住所については、入力した仮の住所が記載されること。	【証明・全般】 (187) 証明書発行時に金額の訂正ができる。	【4.6.13. 発行】 証明書の項目について、発行前にプレビュー画面でデータベースと照合しての要件化が妥当と考えます。	選択団体にて要件化していることから、一定程度の要件化が認められた旨。	<確認事項1> 証明書の発行時に記載内容を修正しているか、修正可能としている場合は、発行時の証明内容と課税情報を照合して、該当する項目を修正する機能を実装。	①機能の追加 「機種の項目について、発行前に氏名・住所の修正ができる」と。	
4.5.8.		証明書の項目について、発行前にデータベースを更新することなく書き換えて発行することができる。				【各種帳票】 424. 各種帳票について、ユーザーの要望に応じ、文章やレイアウトを容易に変更・調整できるようにすること。	6.2.4. 当初通知書交付（531、532） 支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 扶養手当用データの住所については、入力した仮の住所が記載されること。	【証明・全般】 (187) 証明書発行時に金額の訂正ができる。	【4.6.15. 発行】 未申告の場合は発行できない制御ができる。	未申告者に対する発行抑制機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機能の追加 「各自体の課税対象者として設定されている、未申告者に対する発行を実行すること」。	
IT2追加-37		証明書の項目について、発行前に氏名・住所の修正ができる。				【各照合画面・全般】 425. 課税資料がある場合について、所得・課税証明書（非課税証明書を含む）の発行をしない設定ができる。	6.2.4. 当初通知書交付（531、532） 支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 扶養手当用データの住所については、入力した仮の住所が記載されること。	【証明・全般】 (183) 未申告者に対しては、所得・課税証明書（非課税証明書を含む）の発行をしない設定ができる。	【4.6.16. 発行】 住民要望に応じるためには必要性の高い課税と書きますが、税証明としてオプションとしての要件化が妥当と考えます。	住民要望に応じるためには必要性の高い課税と書きますが、税証明としての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	①機能の追加 「各自体の課税対象者として設定されている、未申告者に対する発行を実行すること」。	
4.5.9.		自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている、未申告者については、非課税の証明書を発行できること。											
IT2追加-38		氏名については外国人の通称名・庄名・併記名の選択ができる。											
4.5.10.								33. 課税資料入力の際に、外国人に対する個人特定番号の資料などと、課税事務対象者のうち外国人に係る扶養手当料金の資料などを提出する旨を記載する。	住民要望に応じるためには必要性の高い課税と書きますが、税証明としての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。 (F市ご意見に對して) 個人住民の基本情報として登録されている氏名、または送付情報として登録されている氏名が記載される認定書。		
4.6. 表現機能管理													





機能名		仕様書たたき合		機能フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	案件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)
		微収区分ごと及び全微収区分の調定表(現年度分及び過年度分)を作成できること。		【指定】 95. 納課特例に対応した調定表であること。	6.2.6. 調定表出力(当期)(594、599) ■納課区分ごとに帳票が出来ること。 ■納課区分ごとに微収区分ごとに帳票が出来ること。 ■納課区分ごとに微収区分ごとに帳票が出来ること。 ■納課区分ごとに微収区分ごとに帳票が出来ること。 ■納課区分ごとに微収区分ごとに帳票が出来ること。	【定期税金履歴・金額】 132. 納課区分ごとに市町村民税のシステム上の過年度と現年度の管理が可能となること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。	【定期税金履歴・金額】 132. 納課区分ごとに市町村民税のシステム上の過年度と現年度の管理が可能となること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。	【定期税金履歴・金額】 132. 納課区分ごとに市町村民税のシステム上の過年度と現年度の管理が可能となること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。	【定期税金履歴・金額】 132. 納課区分ごとに市町村民税のシステム上の過年度と現年度の管理が可能となること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。	【定期税金履歴・金額】 132. 納課区分ごとに市町村民税のシステム上の過年度と現年度の管理が可能となること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。	【定期税金履歴・金額】 132. 納課区分ごとに市町村民税のシステム上の過年度と現年度の管理が可能となること。 ■納課区分ごとに帳票が出来ること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 開票表の出力機能であり、月次での集計は必須であることを想定です。	①機能追加 ②該段階での調定表(現年度分及び過年度分)を作成できること。 ③該段階後で「意見について」 「市に意見に対する」 「令和指定都市の場合に必須」として、機能を追加しました。
	7.1.2.	調定表作成	No.3_8 No.4_12								④以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ⑤該段階後で「意見について」 「市に意見に対する」 「令和指定都市の場合に必須」として、機能を追加しました。		
	7.1.3.	行政区分の指定表(現年度分及び過年度分)を作成できること。※該段階後で「意見について」 「市に意見に対する」											
	7.1.4.	都道府県が指定する様式で調定額報告書、請願額変更報告書等の作成に必要な情報を一括で出力できること。	No.10_6										
7.2. 各種統計資料作成		各種統計資料(調査状況、住宅借入金等特別税額控除算出済者一覧(特別微収・普通微収)、微収取扱費交付金算定資料)の作成(データ、紙)ができること。											
	7.2.1.	各種統計資料作成	No.10_1_11										
	7.2.2.	EUC		半年度算収額の変動の作成に備して、半年度の算収額シミュレーション結果を作成できること。									
8. 税額精算等対応		税額精算業務と連携し、賦課(調定)情報(更正処理時の実績情報を含む)を実施することができるること。 受取料には年会別特別微収額、記録料・株式譲渡所得割の還付額、翌引け取引割引額等の記録料の控除額、控除不足及び控除額も含むこと。											
	8.1.1.	賦課(調定)情報受渡	No.3_8 No.4_12										
	8.1.2.												
	8.1.3.												
	8.2.	総額											



機関名		仕様書たたき合	申請フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)
	追加3										①質疑回答 ②確認申請 (0-1. JRM) 下記の仕様について、オプションでの追加が必要か確認したい。 ・申告相談システムを別に使用する場合、申告相談システムに引き渡すデータを作成できること。 →データ連携（送り）機能については標準仕様の対象外とする方針です。（ご認識の通りサブシステム側の要件として整理される想定です）。	
	追加4										①質疑回答 ②確認申請 (0-1. JRM) 下記の仕様について、オプションでの追加が必要か確認したい。 ・申告相談システムのイメージ管理システムを別で導入する場合、申告相談システムからイメージ化された課税資料情報を読み取ることで、仕様の通り、サブシステム呼び出し機能については、サブシステム側の仕様によるため、検討対象外とする方針です。	
	追加5										①確認回答 ②確認申請 <第3回町後ご意見について> 以下の機能を追加します。機能追加の上、意見回覧（各団体及びAPLIC）を実施し、機能の要求度合いや実現性（APLIC回覧）を踏まえて、要件の緩和（オプション化、取り下げ等）を再検討します。 ・複数の事業所から給与を受けていたる納稅義務者について、当該複数事業所からの給与特別徴収が可能であること。	
	追加6										<第3回町後ご意見について> (E市ご意見に対する) 認証書の発行内容（交付申請の所の確認、承認等）は、本庁舎の職員が行い、住民への受け渡しを担当の職員が行うケースを想定しての機能となります。 ・本庁舎から出先の窓口に認明書を発行できる機能を】4.5 認明書の発行にオプションで追加します。	
	追加7										<第3回町後ご意見について> (E市ご意見に対する) 以下の機能を「1. 基本情報管理」に追加します。 家庭扶助対象者の物件情報を管理できること。	
	追加8										<第3回町後ご意見について> (E市ご意見に対する) ユーザー管理、インバーソル权限制御については、共通要件として全体整備する方針です。	
										【II.1.1. 申告受付機能】 ■申告受付・申告情報収集 ①(022) 申告受付支援機能があること 【II.1.2. 申告支援機能】 ■申告受付・申告情報収集 ②(031) 申告受付支援機能を会場で使用できる申告受付に必要な機能を備えていること。 【II.1.3. 申告受付機能】 ■申告受付・申告情報収集 ③(032) 申告受付支援機能があることを確認するため、本検討においては対象外としております。 ※本件等の対象外です		
										【II.1.1. 申告受付機能】 ■申告受付・申告情報収集 ①(023) 申基幹システムが接続するネットワークから切り離し、ローカル環境で利用できること 【II.1.2. 申告支援機能】 ■申告受付・申告情報収集 ②(023) 申基幹システムが接続するネットワークから切り離し、ローカル環境で利用可能であり、ネットワーク接続後、入力データがシステムに取り込めること。 ※本件等の対象外です		
										【II.1.3. 申告受付機能】 ■申告受付・申告情報収集 ③(025) 申告者の収入・所得・所得控除を入力することで申告書の作成・印刷ができること 【II.1.3. 申告支援機能】 ■申告受付・申告情報収集 ④(026) 申告受付支援機能を指定し、入力した金額を基に確定申告書・住民税申告書を提出できること。 ※本件等の対象外です		
										【II.1.3. 申告受付機能】 ■申告受付・申告情報収集 ⑤(027) 申告受付システム内で国税庁へ送信できること 【II.1.3. 申告支援機能】 ■申告受付・申告情報収集 ⑥(028) 申告受付システムで最初データを登録すること ■申告受付システムで最初データを登録すること 【II.1.3. 申告受付機能】 ■申告受付・申告情報収集 ⑦(029) 申告受付システムで最初データを登録すること ※本件等の対象外です		